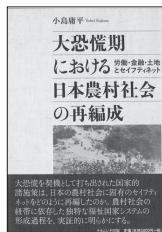


小島庸平著

## 『大恐慌期における日本 農村社会の再編成』

——労働・金融・土地と  
セイフティネット』

評者：加瀬 和俊



本書は大恐慌からの脱出過程において、大幅な所得下落を余儀なくされた日本の農村社会がいかなる対応をし、それによって農業・農村を取り巻く経済・社会関係がどのように再編され、逆に日本資本主義本体がどのような影響を受けたのかを明らかにしようとした著作である。1930年代前半期は農村社会が大きく動揺し、政策的にも農村救済のための救農土木事業、経済更生運動、満州農業移民などが鳴り物入りで実施されているので、研究史的な蓄積も多い。そうした中で著者は、先行研究を批判的に吸収し、新しい視角にもとづいて大胆な問題提起を試みている。それは恐慌対応の諸政策を展開することによって、農業分野の態様がどのように変わったのかを確定するだけでなく、それを通じて体制としての資本主義自体がどのように自己革新を実現したのかを明確にすることだと理解される。

著者の方法的な新しさは副題の「労働・金融・土地とセイフティネット」に示されている。すなわち資本主義経済体制の中の農業部門が、大恐慌期を切り抜ける過程で、「ひと・かね・もの」の各分野での諸関係をどのように変化させたのかを、第一部（ひと＝労働＝労働市

場）、第二部（かね＝金融＝資金市場）、第三部（もの＝土地＝地主・小作関係）の3局面にそくして把握し直した上で、それを農村住民にとってのセイフティネットの再編強化の流れとして位置づけようとするものである。ここからうかがわれるように、著者の問題意識は、この時期の主要な農業政策を網羅的に分析することでも、興味深い政策を選択してオリジナルな論点を導き出すことでもない。意図されているのは、恐慌を生き延びた資本主義の中で農業問題は其の位置をどう変えたのかという問を解明することである。

著者の1930年代日本農業の政策主体像は、世界市場の変動に翻弄されながら、再びの世界大戦に向かう財政拡大によって漸く不確かな安定を得た虚弱な存在ではなく、農民の所得増大のために在地的な努力を引き出し、足らざるところを国家歳出の投入によって補い、危機に対応しえなくなった古いセイフティネットを新たなものに作り替え、利殖目的の人々の行動を資本主義再建のための原動力として動員し、全体として（著者の用語を使えば）「近代から現代へ」と時代を動かしていく主体である。

さて、第I部「労働——森林資源から救済型公共土木事業へ」では、恐慌下の行政村・関係集落はまずは地元の財産を活用して、炭焼きの許可や土木事業などによって住民の所得の増加に努力するが、その限界は大きく、村内集落間・住民階層間の利害差が拡大しやすい状況の下で、高橋財政による公共土木事業を通じた就労機会の拡張に依存せざるをえなかった。与えられた就労機会は決して必要な規模に達したわけではなかったが、農民たちはそれに依存するほかはなかった。そうした状況の下での、地元事情が異なる3つの村における恐慌の切り抜け方の個性が対比的に論じられている。

第1章では、村有林資源が乏しかった座光寺村を分析対象としている。この村では救農土木事業だけでは村民の所得減に対応できず、地元の森林資源の再生産を保証するだけの配慮を放棄して自由入山＝不法伐採を黙認せざるをえず、長期的な資源の荒廃が避けられなくなっている。自助・共助と公助が補完し合っても、なお経済力が不足する中で、おそらくは生活水準の切り詰めによって辻褃を合わせざるをえなかった事例として位置づけられよう。

第2章は逆に、森林資源が豊富な上郷村を対象とするが、この村は村民の薪材採取を容認したことと、造林事業に村民を雇用したことによって、村民の追加所得の機会が増加する。行政村の方針によって村有林で得られた木材はすべて村内の製糸場の燃料として供給され、村の産業組合が村有林の払い下げを受けて経営状態を良好に保つことができたことなど、村の経済を豊かな独自資源を持つ小宇宙として維持していく方向で産業連関を強め、セイフティネットを強化している事実が示されている。

第3章では、満州農業移民を大規模に実施した山村の清内路村が対象である。この村では、部落有林の統一が乱伐をもたらしたために森林資源は貧弱であった。炭焼場の利用に際して条件不利地区の下層民への配慮がなされていたが、窯焼き施設の作成・整備に必要な費用を負担できない最貧層はその条件を活用できなかったこと、釜場代金の徴収率が低下し、事実上無償化することによって無秩序な薪材利用がさらに進んで資源ストックの枯渇が進行したことなど、村行政が用意した資源利用の仕組みが村民の貧困化によって守られなかったとされる。また、この村では公共土木工事は全戸出役状態であり、一戸当たり所得はわずかであったために、他村のように中層の農民たちが所得を高めるだけの基盤がなく、満州移民政策に村内全戸

数の半分を分村する計画を推進せざるをえないなど、苦しい状況が続いていた。

第II部「金融——インフォーマル金融から産業組合へ」では、各種の金融機関が併存しながら、負債が固定化して金融の梗塞状態が続き、負債整理事業が避けられなかったこと、その中で産業組合の事業規模の拡大、村民全階層への産業組合事業の浸透と産業組合経営方式の変化が進行したことなどが指摘されている。

第4章は、小県郡和村の在村小地主兼金貸業者で、産業組合長も兼ねていた深井功家の経営を、資料が残存している第一次大戦前の時期について分析している。零細農民の信用力の低さを、同じ小作人へ同じ貸金業者が資金を融通することによって補完するという、開発経済学というインターリンクエージ取引の一例である。

第5章は、前出の座光寺村の負債整理事業の資料分析を通じて、村における資金貸借の実態を分析し、特にインフォーマル金融機関としての無尽講の、困窮者にとってのセイフティネット機能について実証的に分析した章である。親無尽についてはこうした機能はよく知られていたが、親無し無尽を含めて一地域の多数の実例を分析したことは、著者によって初めてなされたといつてよい。

第6章は、産業組合による顧客の信用審査について論じている。産業組合の普及過程においてその利用者が村内の上層農家中心であった段階から、村内の全階層が組合員・事業利用者として参加するようになると、返済不能のリスクが高まり、従来そのままでは信用審査・資金回収に膨大な手間がかかるようになるので、その手間を省くために動産担保貸付が増加していった事実が明らかにされている。従来この現象は、対人信用機関からの逸脱、産業組合の経営主義化として批判されていたが、むしろ米麦など手軽な農産物を担保として受け入れることによ

て、下層民の信用力を増し、彼らが容易に金融面での便宜を受けられることに機能したという肯定的評価がなされている。この変化はさらに、担保を保管する倉庫の設置やそれを売却する事業の必要性によって、四種兼営化を進展させることにもなったという。こうした見方の転換は、仮説として言うだけであれば容易であるが、著者はそれにふさわしい資料を見出して、見事にそれを実証している点で重要な成果を上げているといえる。

第三部「土地——小作料減免慣行から農業保険へ」は、不作時の所得減少のリスクを小作人に全面的に負わせずに地主・小作間で分担し、両者の関係を安定的に維持することに役立っていた小作料減免慣行（凶作によって達成できなかった小作料完納義務を、将来に先送りするのではなく、小作料を減免した上で、その年度で打ち切りとする慣行。小作人の負担が軽減される点で、小作争議を抑制する効果があった）が、小作争議の深刻化の下においては、その減免度をめぐる議論がむしろ争議を増加させてしまう傾向を見せる下で、個別的な対応から広域的・標準的に減免率を公的に提示し、その実現を保証するための新しい制度として農業保険が案出され、さらにそれが戦後の農業災害補償制度を生み出していく過程が分析されている。

まず第7章では、埼玉県で制度化され、県の補助金も得て公的制度として1923年から実施された農家保険組合制度の実態が分析されている。この組合は、ほぼ集落単位で組織された任意組合であり、地主・自作・小作ともに出資金を毎年払ってその持ち分を蓄積し、凶作の際に自分の持ち分を引き出して、収穫が減っても小作料も小作人の所得分もそれほど大きくは減らないようにした制度であった。これは自分が積み立てた金額を凶作の際に払い戻すだけの備荒貯蓄機会に過ぎなかったが、それによる経験に

もとづいて1938年に全国的な制度として作られた農業保険制度は、第8章で詳述されている通り、保険計算による給付・反対給付均等原則にもとづいて保険料・保険金額が決定され、国家補助を篤くした制度として日本全体に施行され運営されている。これは、小作調停制度のように個々の案件によって解決方式が異なる仕組みとは異なって、公平かつ効率的に事態を処理することが保証されたことを意味しており、セイフティネットとして顕著な効果を持ったとされる。

以上を受けた終章では、「本書の課題は、『商品化の無理』を是正するための近代に固有なセイフティネットが、大恐慌を契機としていかなる方向性の下で変容し、再編されたのかを、労働・金融・土地の各生産要素にそくして明らかにすること」であったと想起し、その一応の回答を、「多分に近代に独特な性格を帯びた生産要素をめぐるセイフティネット」が、大恐慌への対応策を通じて「新たな制度によって代替され」た結果、従来の資本主義自体が対応力を強めた資本主義として存続することができたという理解を提示している（281頁）。その変化を著者は、『福祉国家』の端緒的な萌芽を見出すことは、けっして不可能ではないだろう」と（283頁）評価している。

以上のように本書は、1920年代から1930年代の半ばまでの農業の不調期を主たる対象期間として、農家の収支を成り立たせることを主要目標として展開された労働・金融・土地に関わる主要な農業施策について検討し、1920年代に実施されていた各施策が、1930年代においてはどのような新しい制度へと転換したのか、それはどのような意味で農民生活を支えるセイフティネットを強化することになったのかを追求した著作であるといえる。それに対する著者

の結論は、農村側の地元資源を活用した市町村行政の努力を前提として、その足りない部分に対して国家歳出の農村への投入拡大、旧来の金融的混乱の処理、経営重視の産業組合運営の政策的承認、保険システムの農業への適用など、新たな政策的関与によって農業・農村が恐慌から抜け出し、新しい安定状態に移行することができたとしている。その意味で著者の理解は、地元の条件に応じた最大限の奮闘を前提にして、国家の対応が前進・勝利した記録といえるであろう。

こうした理解は大筋としては、序章で扱っている加藤栄一の福祉国家論（6頁）の把握の枠組みを意識して、社会問題の深刻化、それによる労働者階級の同権化要求に対して、資本主義制度は柔軟に対応し、危機を解消することはできないにしても、その激発を抑制する効果をもたらすことによって福祉国家へ到達しつつあったというシェーマを共有し、類似の構図を、加藤が無視した農業部門の側から描いたと解釈できる。「農村的な『共同体』の相互扶助機能が具体的にはいかなるもので、どのような限界を持ち、経済発展の過程でなぜ後退していったのかについては、実証的にはほとんど明らかにされていない」（8頁）と述べて、著者は既存研究を批判しているが、それに代えて著者が提示した全体像は、「社会的諸関係の総体を視野に入れた資本主義の『社会史』（9頁）を、「農村社会の現実に立脚した最も微視的なレベルから明らかにする」という意欲に満ちた構図であった。

その論旨は斬新であり、実証分析と見事に整合的である論点が多く、特に第Ⅱ部の分析は論理も実証も卓抜なものと評価できる。しかし、恐慌克服策による資本主義体制の革新という全体的なシェーマと、第1章、第3章で示される現実の農村における政策の効果の間には大きな

距離があるように感じられる。その原因は、何をもって新しいセイフティネットの設定とするのかが十分に詰められていないからではないだろうか。国からの施策が投入されても、村民にとっては一時的で零細な臨時収入にとどまって大きな成果としては感じられなかったという場合、それを新しいセイフティネットとして評価できるだろうか。あるいは経済的効果は明確ではないが、村民たちが村内外の支援策を活用して、階層間・地区間の争いごとをやめて協力し合うようになったとか、さらには国の政策の中身が、景気変動の犠牲者たちに重点をおいて所得再配分を強化する方向に明確化したといった変化を念頭においているのだろうか。「権利義務関係による制度的な保障を欠き、現実の力関係によって生存の水準が決定されてしまうという戦前的な状況に、救農土木事業もまた強く拘束されていた」（48頁）という第1章の事例の性格付けは、少数の例外として挙げられているのだろうか。

同じことは終章で触れられている農村救済策の肯定的評価の是非についても言えるのではなからうか。時局匡救事業期の農業施策がその前後の時期に比較して大規模なものであったことは確かであるが、それを不可逆的な政策の高度化として評価するのは行き過ぎではないだろうか。現実の農業政策の決定過程においては、財政支出の抑制の必要性や他部門との利害調整のために、農業部門にとって必要とされる政策が採用されるとは限らない。各産業、各部門がそれぞれ個別的に政策要求を持ち、それぞれの利害を競い合うという資本主義国家の中では、そうした調整・選別過程が必須であり、産業構造のあり方を反映した選択がなされるほかはないのではないか。農業恐慌の下では農業部門に比べて他産業・他部門の経済的比重が相対的に高まったはずであるから、資本主義国家が農業部

門に許容する政策の範囲と深さ<sup>8</sup>が、農村側が期待するレベルに接近してくれるとは限らないはずである。

以上、各章の実証分析に示されているリアルな現実理解と、その総括的表現としてのセイフティネットの刷新論の間の関連付けについて若干の疑問を述べさせていただいた。紙幅の制約

から舌足らずの感想に終わってしまったことをお詫びしたい。

(小島庸平著『大恐慌期における日本農村社会の再編成——労働・金融・土地とセイフティネット』ナカニシヤ出版, 2020年2月, ix + 336頁, 定価6,380円(税込))

(かせ・かずとし 東京大学名誉教授)